

## 役員選任規程

(目的)

第1条 この役員選任規程は、社会福祉法人宇部市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第19条の規定に基づき、役員を選任に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(選任手続き)

第2条 本会役員のうち理事は、次の各号に定める区分及び定数により評議員会において選任する。

- |                |      |
|----------------|------|
| (1) 地域住民代表     | 2名以上 |
| (2) 地域福祉関係団体代表 | 1名以上 |
| (3) 社会福祉法人代表   | 1名以上 |
| (4) ボランティア団体代表 | 1名以上 |
| (5) 行政代表       | 1名以上 |
| (6) 学識経験者      | 1名以上 |

2 本会役員のうち監事は、次の各号に定める区分により評議員会において選任する。

- (1) 計算関係書類等を監査し得る者
- (2) 社会福祉事業に学識経験を有する者

3 前2項において選任された次期役員となるべき者は、就任承諾書を本会会長あてに提出しなければならない。

4 本会会長は、次期役員となるべき者が法令等で定める欠格事項に該当していないかを確認するため、履歴書等必要な書類を徴するものとする。

5 本会会長は、前項の確認を行った後に、次期役員となるべき者に対し委嘱状を交付するものとする。

(中途退任)

第3条 本会役員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任する場合は、あらかじめ本会会長に書面により届け出るものとする。

(欠員の補充)

第4条 本会役員欠員の補充については、第2条の規定を準用する。

(役員名簿)

第5条 本会会長は、役員選任後、速やかに役員名簿を作成し、これを保存するものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、役員を選任に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。これにより、平成21年4月1日施行の評議員ならびに役員選任規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年度の改選時から施行する。